

兵庫県立山崎高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立山崎高等学校

1 学校の方針

校訓「希望・英知・敬愛」のもと、地域の中心校であり伝統ある山崎高校で学ぶ誇りと喜びを実感できる学校づくりを目指している。

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、命を大切にし人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は、山崎町立技芸専修女学校として創立し、昭和23年に現在の兵庫県立山崎高等学校に校名変更後、今年度で創立115年目を迎え、更なる飛躍を目指している。令和3年4月の新入生より森林環境科学科と生活創造科を統合し、「森と食科」を開設した。専門科と普通科を併せ持つ特色ある学校である。学校の活性化と同時に地域の活性化を図るために地域と連携し、生徒の社会性と規範意識を高めることを目的とした実践を重ねてきた。高校生ふるさと貢献事業、近隣保育園とのふれあい育児体験、森林環境科学科による校外実習、生活創造科による独居老人宅への配食サービス、アンテナショップ「山高街の駅」を地域の商業施設等に出店するなど、地域交流を積極的に進める体験活動、播磨特別支援学校との学校行事への相互訪問や、西はりま特別支援学校との交流学习などを通し、心豊かで地域の中心となる人材育成に取り組んでいる。

いじめについては、平素より教師集団が、個々の生徒の学校生活や家庭生活の状況を敏感に察知し、生徒の微妙な変化に対応している。教職員が生徒とともに、命を大切にし人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進させるため、以下の体制を構築し取り組んでいる。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、養護教諭、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する関係者等により構成されるいじめ対応チームを設置する。日常の教育相談体制を充実させ、生徒指導体制などの校内組織及び中高連携・他校種等も含め連携する関係機関を別に定める。

別紙1 日常の指導体制

また、いじめが教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定め、必要と判断した場合に実施する。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめについての事実確認を慎重に行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるキャンパスカウンセラー等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域から愛される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、学校だけでなく家庭（保護者・兄弟姉妹）や地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を活用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に、学校評価の取り組み状況に関する項目の評価等を踏まえ、定期的に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域と協働する学校の基本方針となるように、保護者や地域住民の方々からの意見を積極的に聴取するように努める。